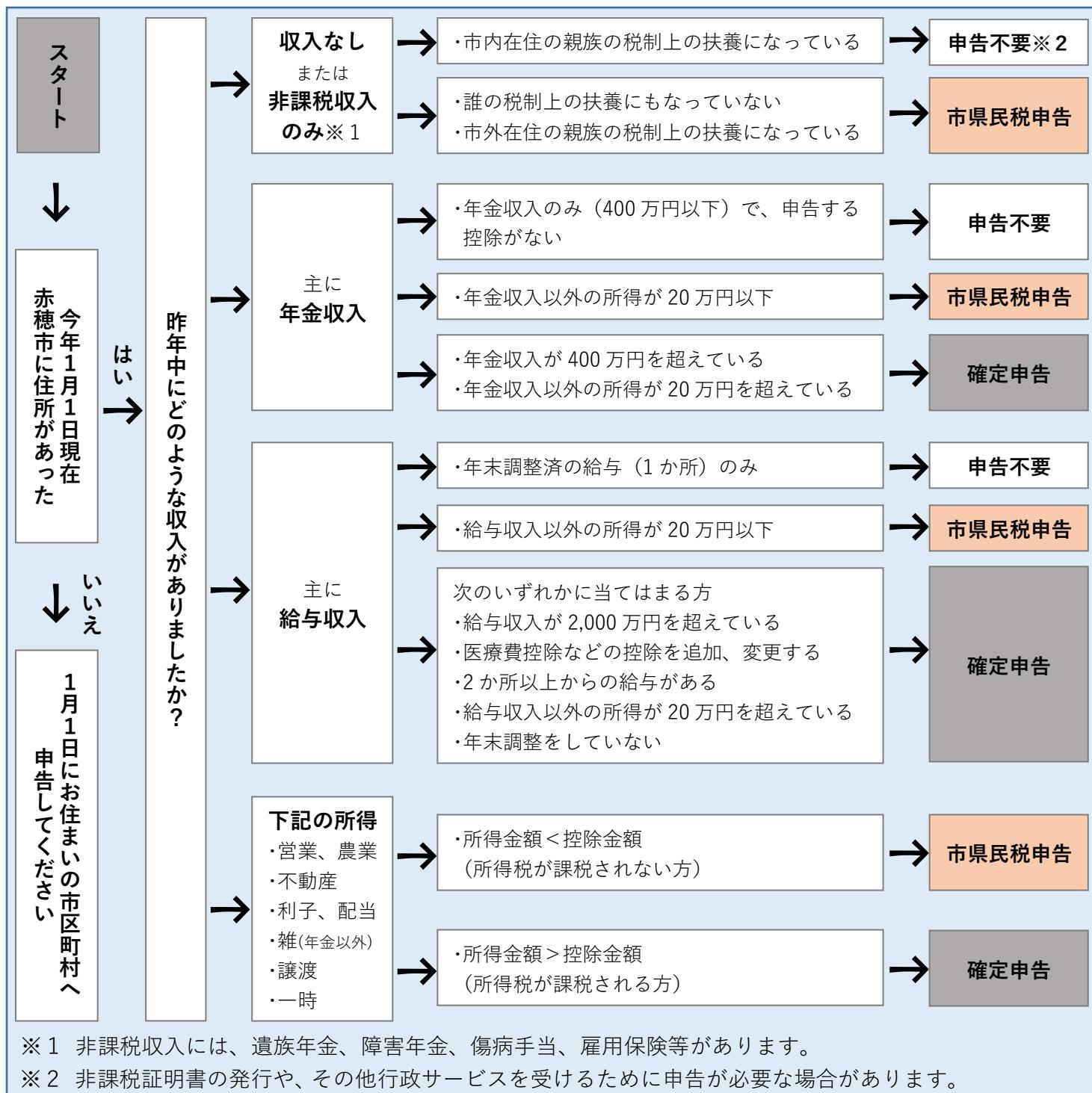


令和8年度 市民税・県民税（住民税）申告の手引き -赤穂市-

申告する必要があるかどうか、下記フローチャートより確認しましょう。

※確定申告する場合は、赤穂市への市県民税申告の提出は原則不要です。



※1 非課税収入には、遺族年金、障害年金、傷病手当、雇用保険等があります。

※2 非課税証明書の発行や、その他行政サービスを受けるために申告が必要な場合があります。

【※注意】

上記で「市県民税申告」となった場合でも、下記のいずれかに該当する方は税務署へ確定申告する必要があります。

- ・所得税を納付する方、または還付を受けられる方
- ・初年度の住宅借入金等特別控除を適用する方
- ・分離所得（土地・建物、株式等の譲渡、先物取引など）の申告
- ・青色申告　・損失の繰越申告または繰越控除の申告
- ・外国税額控除の申告

確定申告については、
下記にお問い合わせください。
国税相談専用ダイヤル：0570-00-5901
相生税務署：0791-23-0231（代表電話）

申告書の書き方

基本事項

現住所 「現住所」の欄に現在の住所を記入してください。「1月1日現在の住所」欄には、令和8年1月1日時点の住所が現住所と異なる場合に記入してください。

電話番号 日中連絡がつきやすい電話番号を記入してください。

氏名 氏名及びフリガナを記入してください。

令和8年度分 市民税・県民税(国民健康保険税・後期高齢者保険料)申告書			整理番号	
赤穂市長 1月1日現在の住所 提出年月日 年 月 日	現住所	赤穂市加里屋81番地		
	アコウ タロウ	同上		
	赤穂 太郎	個人番号	999999999999	
	生年月日 大昭平令 53.1	世帯主の氏名	赤穂 太郎	
			続柄	本人

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料	社会保険の種類	支払った保険料	
	健康保険	454,020 円	
生命保険料	控除	合 計	
	新生命保険料の計 11,548 円	旧生命保険料の計 44,000 円	
地震保険料控除	控除	新個人年金保険料の計 新個人年金保険料の計 78,525 円	
	介護保険料の計 円	旧長期損害保険料の計 円	
寡婦控除 ひとり親控除 勤労学生控除	合計	17.□寡婦控除 □死別 □生死不明 □ひとり親 (学校名) □離婚 □未帰還	
	カナ 1 氏名 個人番号	障害の程度	級度
障害者控除	合計	20.□障害者控除 カナ 2 氏名 個人番号	
	カナ 個人番号	障害の程度	級度
配偶者控除 配偶者特別控除 同一生計配偶者	合計	21.□配偶者控除 カナ アコウ ハナミ 生年大昭 56.9.3 月日平令 氏名 赤穂 花美 配偶者の合計所得金額 350,000 円 個人番号 888888888888	
	カナ 1 氏名 個人番号	同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)	□
扶養控除 特定親族特別控除 扶養親族特別控除	合計	22.□扶養控除 カナ 1 氏名 赤穂 一郎 生年大昭 26.2.10 月日平令 個人番号 777777777777 カナ 2 氏名 赤穂 春子 生年大昭 16.7.15 月日平令 個人番号 666666666666 カナ 3 氏名 個人番号 カナ 4 氏名 個人番号	
	カナ 個人番号	控除額	万円
扶養親族特別控除	合計	23.□扶養親族特別控除 カナ 1 氏名 赤穂 次郎 生年平令 22.5.28 月日 個人番号 555555555555 カナ 2 氏名 個人番号 カナ 3 氏名 個人番号	
	カナ 個人番号	控除額	万円
別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「13」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。			
16歳未満の扶養親族	損傷の原因	損傷年月日	損傷を受けた資産の種類
	27.□扶養控除 損傷金額 円	保険金などで差引損失額のうち 補填される金額	災害関連支出の金額 円
医療費控除	支払った医療費等 医療費控除 154,629 円	保険金などで補填される金額 円	円

6 収入がなかった方

上記1の収入金額等なし ※左に☑された方は、下記1~4の該当する項目にも☑してください。

- 1 □他者からの扶養または援助を受けていた。
2 □遺族年金、□傷病手当、□障害年金等を受給していた。
3 □雇用保険を受給していた。(受給期間) 年 月 日 ~ 年 月 日
4 □貯蓄 □生活保護 □児童扶養手当 □その他()

1 收 入 金 額 等	事 業	營業等	ア
	農業	業	イ
	不動産	ウ	500,000
	利子	エ	
	配当	オ	
	給与	カ	6,200,000
	公的年金等	キ	
	業務	ク	
	その他	ケ	
	譲渡合	コ	
	短期	サ	
	長期	シ	
	一時		
2 所 得 金 額	事 業	營業等	①
	農業	業	②
	不動産	③	150,000
	利子	④	
	配当	⑤	
	給与	⑥	4,520,000
	公的年金等	⑦	
	業務	⑧	
	その他	⑨	
	合計(7)+(8)+(9)	⑩	
4 所 得 か ら 差 し 引 か れ る 金 額	合計譲渡・一時	⑪	
	合計	⑫	4,670,000
	社会保険料控除	⑬	454,020
	小規模企業共済等掛金控除	⑭	
	生命保険料控除	⑮	63,500
	地震保険料控除	⑯	
	寡婦、ひとり親控除	⑰~⑲	
	勤労学生、障害者控除	⑲~⑳	
	配偶者(特別)控除	㉑~㉒	330,000
	扶養控除	㉓	450,000
5 給 与 ・ 公 的 年 金 等 に 基 づ く 所 得 か ら 差 し 引 か れ る 金 額	特定親族特別控除	㉔	310,000
	基礎控除	㉕	430,000
	⑯から㉕までの計	㉖	2,037,520
	雑損控除	㉗	
	医療費控除	㉘	54,629
	合計㉖+㉗+㉘	㉙	2,092,149
	地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」に「1」と記入してください。		
	5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市町村民税・道府県民税の納稅方法		
	□ 給与から差引き(特別徴収)		
	□ 自分で納付(普通徴収)		

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

令和7年中に収入がなかった方は、こちらをご記入ください。

2
3
ペ
ー
ジ
参
照

3
5
7
ペ
ー
ジ
参
照

7
ペ
ー
ジ
参
照

1 収入金額等／2 所得金額

所得の種類ごとに収入金額及び所得金額を計算して、該当する欄に金額を記入してください。表中のカタカナ記号及び丸数字は、申告書に対応しています。

なお、令和7年中に収入がなかった方は、申告書表面「6 収入がなかった方」を記入してください。

所得の種類		所得の概要		所得の計算方法等	
ア/①	事業	営業等	小売業、飲食業、サービス業等の営業から生ずる所得のほか、医師、弁護士、税理士、外交員、大工、左官、漁業等の事業から生ずる所得	所得金額=収入金額-必要経費 申告書裏面「8 事業・不動産所得に関する事項」を記入してください。	
イ/②		農業	農作物の生産、果樹栽培、農家が兼営する家畜の育成等から生ずる所得		
ウ/③	不動産		貸家、貸事務所、地代等の賃貸料、不動産貸付の権利金・礼金等の所得	所得金額=収入金額	
エ/④	利子		公社債や預貯金の利子、公社債投資信託の収益の分配金等の所得（源泉分離課税分は除きます。）		
オ/⑤	配当		株式又は出資の配当、協同組合等の剰余金の分配等の所得（特定配当等（一定の上場株式の配当等）のうち、申告分離課税を選択した分は除きます。）	所得金額=収入金額-株式などの元本取得のために要した負債の利子 申告書裏面「9 配当所得に関する事項」を記入してください。	
カ/⑥	給与		俸給、給料、賃金、賞与等の所得（令和7年中の総支払額で税金等を差し引く前の金額）		
キ/⑦	雑	公的年金等	国民年金・厚生年金・共済年金・企業年金・恩給等の所得 ※ 企業年金を一括で受け取っている場合は下記の一時所得に該当	次ページの計算表をご利用ください。	
ク/⑧		業務	シルバー人材センターの配分金、著述家以外の方の原稿料、講演料、放送謝礼等の副業による収入のうち営利を目的とした継続的な所得		
ケ/⑨		その他	個人年金等の上記に該当しない雑所得		
⑩	合計⑦+⑧+⑨		雑所得⑦～⑨の金額の合計額を記入してください。	所得金額=収入金額-必要経費-特別控除(原則50万円) 申告書裏面「11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」を記入してください。	
コ/⑪	総合譲渡	短期	土地建物以外の資産（車両、機械、特許権、営業権等）の譲渡による所得 ※ 短期は、その資産の取得の日以後5年以内に譲渡したもの。長期はそれ以外。		
サ/⑪		長期			
シ/⑪	一時		賞金、懸賞当せん金、競馬等の払戻金、生命保険の一時金などの所得		
⑫	合計		上記①～⑥、⑩、⑪の金額の合計額を記入してください。		

【給与所得金額の速算表】

給与等の収入金額A	給与所得の金額	
～650,999円	0円	
651,000円～1,899,999円	A - 650,000円	
1,900,000円～3,599,999円	A ÷ 4（千円未満の端数切捨て）=B	B × 2.8 - 80,000円
3,600,000円～6,599,999円		B × 3.2 - 440,000円
6,600,000円～8,499,999円	A × 0.9 - 1,100,000円	
8,500,000円～	A - 1,950,000円	

【公的年金等所得金額の速算表】

年金受給者 の年齢	公的年金等の 収入金額	公的年金等雑所得の金額		
		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満 (昭和36 年1月2 日以降生まれ)	130万円未満	収入金額-60万円	収入金額-50万円	収入金額-40万円
	130万円以上 410万円未満	収入金額×75%-27万5千円	収入金額×75%-17万5千円	収入金額×75%-7万5千円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×85%-68万5千円	収入金額×85%-58万5千円	収入金額×85%-48万5千円
	770万円以上 1,000万円未満	収入金額×95%-145万5千円	収入金額×95%-135万5千円	収入金額×95%-125万5千円
	1,000万円以上	収入金額-195万5千円	収入金額-185万5千円	収入金額-175万5千円
65歳以上 (昭和36 年1月1 日以前生まれ)	330万円未満	収入金額-110万円	収入金額-100万円	収入金額-90万円
	330万円以上 410万円未満	収入金額×75%-27万5千円	収入金額×75%-17万5千円	収入金額×75%-7万5千円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×85%-68万5千円	収入金額×85%-58万5千円	収入金額×85%-48万5千円
	770万円以上 1,000万円未満	収入金額×95%-145万5千円	収入金額×95%-135万5千円	収入金額×95%-125万5千円
	1,000万円以上	収入金額-195万5千円	収入金額-185万5千円	収入金額-175万5千円

【所得金額調整控除】

あなたが①又は②に該当する場合、**給与所得から所得金額調整控除額を控除した額が給与所得金額**となります。両方に該当する場合は、給与所得から①を控除した後、②を控除します。申告書表面「17 所得金額調整控除に関する事項」を記入してください。

① 給与等の収入金額が850万円を超える、次の(イ)から(ハ)のいずれかに該当する場合	② 給与所得金額及び公的年金等に係る雑所得金額が両方あり、その合計額が10万円を超える場合
イ) あなたが特別障害者に該当する ロ) 年齢23歳未満の扶養親族を有する ハ) 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する ※ (ロ) (ハ)について、扶養親族等が他の者の扶養控除等の対象であっても所得金額調整控除の適用が可能です。	【控除額の計算式】 給与所得金額(※) + 公的年金等に係る雑所得(※) - 10万円 (※) 10万円を超える場合は10万円

3 所得から差し引かれる金額に関する事項 / 4 所得から差し引かれる金額

「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」を記入のうえ、控除額を計算して「4 所得から差し引かれる金額」に記入してください。表中の丸数字は、申告書に対応しています。

なお、市民税・県民税の所得控除額は、所得税の控除額とは一部異なります。

所得控除の種類及び控除額等

⑬社会保険料控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族が負担している社会保険料（国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料、後期高齢者医療保険料等）を令和7年中にあなたが支払った場合の控除

※ 生計を一にする配偶者等の親族が受け取る年金から差し引きされている後期高齢者医療保険料や介護保険料は、あなたの控除の対象にはなりません。

⑭小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済制度に基づき支払った共済契約（旧第2種共済契約を除きます。）の掛金や、心身障害者扶養共済の掛金又は個人型確定拠出年金個人型DCの掛金で、あなたが令和7年中に支払った金額がある場合の控除

⑮生命保険料控除

受取人があなたかあなたの配偶者、その他の親族である生命保険契約等又は個人年金保険契約等に基づいて、あなたが令和7年中に支払った保険料や掛金がある場合の控除

※ 一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料について、下記の表によりそれぞれの控除額を算出し、合計します。（合計適用限度額：70,000円）

※ それぞれ契約区分に新・旧契約両方の保険料がある場合は、下記の表により新契約・旧契約ごとに控除額を算出し、合計します。（合計適用限度額：28,000円）ただし、旧契約のみで計算した控除額が、合計した控除額より大きくなる場合は、旧契約分のみで計算した控除額を適用できます。

【控除額の計算方法】

新契約（平成24年1月1日以後に締結した保険契約等）		旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）	
支払額	控除額	支払額	控除額
12,000円以下	全額	15,000円以下	全額
12,000円超 32,000円以下	支払額×1/2+6,000円	15,000円超 40,000円以下	支払額×1/2+7,500円
32,000円超 56,000円以下	支払額×1/4+14,000円	40,000円超 70,000円以下	支払額×1/4+17,500円
56,000円超	28,000円	70,000円超	35,000円

⑯地震保険料控除

あなたが損害保険契約等に基づいて、令和7年中に支払った地震保険料等がある場合の控除

※ 別契約で下記の表アとイの両方の保険料を支払っている場合は、アとイの控除額を合計します。（合計適用限度額25,000円）

【控除額の計算方法】

ア 損害保険契約等に係る地震保険料	イ 平成18年12月31日までに契約締結された長期損害保険料	
	支払保険料総額	控除額
地震保険料の合計額の2分の1 (最高25,000円)	5,000円以下	支払保険料の総額
	5,000円超 15,000円以下	支払保険料×1/2+2,500円
	15,000円超	10,000円

⑰寡婦控除

あなたが次の1、2いずれかに掲げる方で、ひとり親控除に該当しない場合の控除

1 夫と離別した後婚姻をしていない方のうち、次に掲げる全ての要件を満たす方

ア 扶養親族を有している

イ 令和7年中の合計所得金額が500万円以下

ウ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいない

2 夫と死別した後婚姻をしていない方、又は夫の生死が不明な方のうち次に掲げるすべての要件を満たす方

ア 令和7年中の合計所得金額が500万円以下

イ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいない

【控除額】26万円

⑯ひとり親控除

未婚の方や配偶者と離婚・死別した後婚姻をしていない方又は配偶者が生死不明な方で、次のア～ウのすべてに該当する方

ア 令和7年中の総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子（他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族とされている方を除きます。）がいる方

イ 令和7年中の合計所得金額が500万円以下の方

ウ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいない

【控除額】30万円

⑯勤労学生控除

あなたが学生で、令和7年中の合計所得金額が85万円以下（そのうち自己の勤労によらない所得が10万円以下）である場合の控除

【控除額】26万円

⑯障害者控除

あなたやあなたの同一生計配偶者（あなたと生計を一にする令和7年中の合計所得金額が58万円以下の配偶者）、扶養親族が障害者に該当する場合の控除

※ 普通障害者とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方や福祉事務所長の認定を受けている方等

※ 特別障害者とは、普通障害者に該当する方で、身体1・2級、精神1級、療育A判定、又は福祉事務所長から特別障害の認定を受けている方等

【控除額】普通障害者 … 26万円 特別障害者 … 30万円 同居特別障害者 … 53万円

⑯配偶者控除 / ⑯配偶者特別控除

・ あなたと生計を一にする配偶者（他の所得者の扶養親族になっている方、事業専従者を除きます。）の令和7年中の合計所得金額が58万円以下（給与のみの場合は収入金額が123万円以下）の場合の控除 … 下表のア

・ 令和7年中の合計所得金額が58万円超133万円以下（給与のみの場合は収入金額が123万円超201万5,999円以下）の場合の控除 … 下表イ

※ 申告書には配偶者の合計所得金額を記入してください。ただし、配偶者の合計所得金額が133万円超であるときは、配偶者特別控除は受けられませんので記入しないでください。

※ **あなたの令和7年中の合計所得金額が1,000万円超の場合、控除の適用はありません。**

【控除額】

	配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額			控除の種類
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
ア	58万円以下	70歳未満	33万円	22万円	11万円
		70歳以上	38万円	26万円	13万円
イ	58万円超 95万円以下		33万円	22万円	11万円
	95万円超 100万円以下		33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下		31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下		26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下		21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下		16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下		11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下		6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下		3万円	2万円	1万円

㉓扶養控除／㉔特定親族特別控除

あなたに令和7年中の合計所得金額が58万円（給与のみの場合は収入金額が123万円）以下の生計を一にする親族等（他の所得者の扶養親族になっている方、事業専従者を除きます。）がいる場合の控除

※ 扶養親族が日本国外に居住する場合は、親族関係書類及び送金関係書類を添付してください。

※ 扶養親族のうち、特定扶養親族（19歳以上23歳未満の合計所得金額が58万円超123万円以下）である場合は、「特親」欄に「〇」を記入し、その所得に対応する控除額を下記の表を参考に記入してください。

【控除額】

扶養控除区分	対象	控除額
一般	扶養親族のうち16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満の方（平成19年1月2日から平成22年1月1日又は昭和31年1月2日から平成15年1月1日までに生まれた方）	33万円
特定	扶養親族のうち19歳以上23歳未満の方（平成15年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた方）	45万円
老人	扶養親族のうち70歳以上の方（昭和31年1月1日以前に生まれた方）	38万円
同居老親等	老人扶養親族のうちあなたやあなたの配偶者の直系尊属（父母・祖父母等）で同居している方	45万円

【特定親族特別控除】

特定親族の合計所得金額	控除額	特定親族の合計所得金額	控除額
58万円超85万円以下	45万円	105万円超110万円以下	21万円
85万円超90万円以下	45万円	110万円超115万円以下	11万円
90万円超95万円以下	45万円	115万円超120万円以下	6万円
95万円超100万円以下	41万円	120万円超123万円以下	3万円
100万円超105万円以下	31万円		

16歳未満の扶養親族（控除対象外）

16歳未満の扶養親族については控除の対象とはなりませんが、市民税・県民税の非課税判定等における扶養親族の数には含まれます。

㉔基礎控除

令和7年中の合計所得金額によって一律適用される控除

※ あなたの令和7年中の合計所得金額が2,500万円超の場合、控除の適用はありません。

【控除額】

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円

㉖雑損控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族（令和7年中の総所得金額等が58万円以下の方）が、令和7年中に災害や盗難、横領等により資産に損害を受けた場合の控除

【控除額の計算方法】

次のアとイのうちいずれか多いほうの金額

ア（損害金額－保険金などで補填される金額）－（総所得金額等）×10%

イ（差引損失額のうち災害関連支出の金額）－5万円

②医療費控除 ※次のいずれか一方を選択

ア 従来の医療費控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために令和7年中にあなたが支払った医療費がある場合の控除

【控除額（最高200万円）の計算方法】

（支払った医療費）－（保険等により補てんされた額）－（総所得金額等×5%又は10万円のいずれか少ない額）

※ 支払った医療費が10万円以下の場合でも総所得金額等の5%（小数点以下切り捨て）を超える支払金額であれば、控除を適用できます。

イ セルフメディケーション税制

あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために令和7年中にあなたが対象のスイッチOTC医薬品を購入した費用が1万2千円を超える場合の控除

【控除額（最高8万8千円）の計算方法】

（対象のスイッチOTC医薬品の年間購入額）－1万2千円

【他の記入事項】

申告書表面「5 給与・公的年金等に係る所得以外（令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市町村民税・道府県民税の納税方法」

あなたに給与や公的年金等に係る所得と、それ以外の所得がある場合に、給与や公的年金等に係る所得以外の所得分に対する市民税・県民税について、給与からの差し引き（給与特別徴収）または自分で納付（普通徴収）するかを選択できます。希望する方法の□にチェックしてください。※いずれにもチェックがない場合は、原則として給与特別徴収させていただきます。

申告書表面「12 事業専従者に関する事項」

あなたと生計を一にする配偶者やその他の親族（15歳以上に限ります。）で、あなたの事業にもっぱら従事した方がいる場合に、その方の氏名、続柄、専従者給与（控除）額などを記入してください。

白色申告の場合は、その事業専従者1人につき、次のア、イのいずれか少ない方の金額を記入してください。

ア 860,000円（配偶者以外の場合は500,000円）

イ （事業専従者控除額を差し引く前の所得金額）÷（事業専従者の数+1）

申告書裏面「16 寄附金に関する事項」

兵庫県共同募金会、日本赤十字社兵庫県支部、都道府県、市町村、特別区、赤穂市が条例で指定した団体、兵庫県が条例で指定した団体等に対して寄附をした場合、次の計算による額が減額（寄附金の合計額が2,000円超の場合に限ります。）

【控除額の計算方法】次の①②のいずれか少ない額×10%（市民税6%、県民税4%）

① 寄附金の合計額－2,000円

② 総所得金額等×30%－2,000円

申告書裏面「15 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」

配当割又は株式等譲渡所得割が特別徴収された場合において、これらの事項に関して申告した場合は、市民税・県民税の所得割から、配当割又は株式等譲渡所得割の相当額を控除します。控除しきれなかった場合は、同一年度分の市民税・県民税均等割に充当、森林環境税に委託納付し、さらに他の未納の市税（市県民税、固定資産税、軽自動車税等）に充当してもなお残額があるときは、当該金額を還付します。

市民税：配当割額又は株式等譲渡所得割額の3/5、県民税：配当割額又は株式等譲渡所得割額の2/5